

## ○裁判官訴追委員会事務局職員定員規程

(昭和三十五年四月一日決定)

改正 平四年三月三〇日 平二一年三月三一日  
平二十五年一月一〇日

改正 平四年法二七号 平二三年法一一二号

裁判官訴追委員会事務局職員（休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員及び非常勤職員を除く。）の定員は、十一人とする。

### 附 則

この規程は、昭和三十五年四月一日から施行する。

### 附 則（平成二十五年十一月二十日）

この規程は、国会職員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第八十号）の施行の日（平成二十六年一月二十一日）から施行する。

### （国会に置かれる機関の休日）

第一条 次の各号に掲げる日は、国会に置かれる機関の休日とし、当該機関の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の「国会に置かれる機関」とは、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、国立国会図書館並びに各議院に置かれる事務局及び法制局その他法令に基づき各議院に置かれる機関で両議院の議長が協議して定めるものをいう。

3 第一項の規定は、国会に置かれる機関の休日に当該各機関がその権限を行使し、又はその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

### （期限の特例）

第二条 国会に置かれる機関に対する申立てその他の行為の期限で法令で規定する期間をもつて定めるものが国会に置かれる機関の休日に当たるときは、国会に置かれる機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法令に別段の定めがある場合は、こ

(昭和六十三年十二月二十七日法律第百五号)

## ○国会に置かれる機関の休日に関する法律